

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成26年10月24日（平成26年（行情）諮問第583号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行情）答申第88号）

事件名：「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案への対応に係る教訓」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「北朝鮮ミサイル発射事案」の教訓業務に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月30日付け防官文第9503号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」と定めている。

そこで本件開示決定でも、本来の電磁的記録形式での特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「北朝鮮ミサイル発射事案」の教訓業務に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙1に掲げる文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成26年4月23日付け防官文第5833号により、それぞれのがみについて、法9条1項に基づく開示決定処分を行った後、同年6月30日付け防官文第9503号により、残りの部分（本件対象文書）につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書において不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙2のとおりである。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、平成24年4月及び12月に発生した北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案への対応について、航空自衛隊の防衛力整備及び態勢に資する教訓を整理したものであり、本件対象文書を管理している航空幕僚監部では、いずれの文書も従来より紙で管理しており、電磁的記録は保有していない。

また、原処分に当たって確実を期すために航空幕僚監部において実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件異議申立てを受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別紙2のとおり法5条3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 異議申立人は、「情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電

磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」と定めている。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるとは、上記3のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成26年10月24日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年11月13日 審議
- ④平成28年5月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、航空幕僚監部が紙媒体で管理しているとする別紙1に掲げる文書であり、処分庁はその一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書である2文書は、いずれも紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録は、航空幕僚監部の担当者が

パソコンを使用して作成したものである。この電磁的記録は、本件対象文書が秘に指定される文書であったため、秘の取扱いを受けたパソコンを使用して作成され、暗号による秘匿措置を講じるなどして厳重に管理されていたものであり、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされていること（訓令16条3項）や、情報流出の防止等、情報保全の観点から、本件対象文書が完成して秘に指定された後、速やかに廃棄されている。

ウ 原処分に当たり、確実に期すため、航空幕僚監部において書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

エ 本件異議申立てを受け、再度上記ウの探索を行ったが、電磁的記録の保有は確認されなかった。

- (2) 諮問庁から訓令及び本件対象文書の提示を受けて当審査会において確認したところ、訓令の内容は諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりであり、本件対象文書については、スタンプで押された部分や手書きの部分があることから、紙媒体の文書であると認められる。

また、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点等から、本件対象文書が完成して秘に指定された後、速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)イの説明も不自然、不合理であるとはいえない。

さらに、上記(1)ウ及びエの探索についても、その範囲、方法等が不十分であるとはいえない。

- (3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書の不開示部分には、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案への対応に係る航空自衛隊の運用、通信システム、教育訓練及び米軍との協力等に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

- (2) 当該不開示部分のうち別紙3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、航空自衛隊の運用要領、能力、練度及び日米共同の対応要領等が推察され、我が国に敵意を有する相手方において、その弱点を突いた行動を採ることが容易になるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 他方、別紙3に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる

記載であり、かつ、一般的な記載にとどまることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすなど、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1（本件対象文書）

文書 1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案（4月）への対応に係る教訓 防伺第 2 1 号（25. 5. 2）別冊（かがみを除く。）

文書 2 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案（平成 24 年 12 月）への対応に係る教訓 防伺第 3 6 号（25. 8. 20）別冊（かがみを除く。）

別紙 2（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書 1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案（4月）への対応に係る教訓 防衛第 2 1 号（25. 5. 2）別冊（かがみを除く。）

不開示とした部分		不開示とした理由
本文	4 ページの「（1）教訓事項」の一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別紙第 1	番号 1，番号 2，番号 4 から番号 6 まで，番号 8 及び番号 9 の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の通信システムに係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の指揮統制要領及び手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	番号 3 及び番号 11 の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	番号 7，番号 10，番号 12 から番号 15 まで及び番号 17 の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別紙第 2	番号 1 の項の一部	航空自衛隊と米軍の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊及び米軍の運用要領が推察され、

		自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	番号2から番号8まで、番号10、番号11及び番号13から番号15までの項のそれぞれ一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙第3	番号1の項の一部	航空自衛隊と米軍の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊及び米軍の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	番号2、番号8から番号11まで、番号13、番号15、番号16、番号18、番号21から番号25まで、番号33、番号35及び番号36の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	番号4の項の一部	航空自衛隊の情報業務に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報業務に関する体制が推察され、今後の情報収集業務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

番号 5 から番号 7 まで及び番号 19 の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の通信システムに係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の指揮統制要領及び手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
番号 30 から番号 32 までの項のそれぞれ一部	航空自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

文書 2 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案（平成 24 年 12 月）への対応に係る教訓 防伺第 36 号（25. 8. 20）別冊（かがみを除く。）

不開示とした部分	不開示とした理由
本文 3 ページの「(1) 教訓事項」のア、エ、カ及びキの全て並びにウの一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3 ページの「(1) 教訓事項」のイの全て	航空自衛隊の防衛力の整備に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3 ページの「(1) 教訓事項」のコの全て及	航空自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、航空

	びクの一部	自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙第1	番号1, 番号3から番号5まで, 番号7, 番号8, 番号10及び番号16の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	番号2の項の一部	航空自衛隊の防衛力の整備に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	番号9及び番号11の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙第2	番号1から番号3まで, 番号5, 番号6, 番号8, 番号10及び番号13の項のそれぞれ一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	番号4の項の一部	航空自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の能力及び練度が推察され、自

		衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
参考事項の表	番号1, 番号3から番号7まで, 番号10, 番号11, 番号13, 番号15, 番号16, 番号18, 番号19, 番号22から番号24まで及び番号26から番号29までの項のそれぞれ一部	航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

別紙 3（開示すべき部分）

文書 2 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射事案（平成 24 年 12 月）への対応に係る教訓 防伺第 36 号（25. 8. 20）別冊（かがみを除く。）

番号	開示すべき部分	
1	参考事項の表	番号 16 の「経緯」欄の 1 行目及び 3 行目の 4 文字目ないし 5 行目の 7 文字目
2	参考事項の表	番号 18 の「経緯」欄の 1 行目